

## [事案 2024-340] 給付金支払請求

・令和8年2月14日 和解成立

### <事案の概要>

同一の病変であることを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年11月に手術（子宮内膜搔把術）を受け、上皮内新生物である子宮内膜異型増殖症との診断を受けたため、平成28年10月に契約した終身がん保険にもとづき治療給付金と診断給付金の支払いを受けた。令和6年4月に手術（腹腔鏡下膣式子宮全摘術）を受け、子宮体がんとの診断を受けたため、同契約にもとづき給付金を請求したところ、子宮体がんは子宮内膜異型増殖症が進行して悪性新生物となったもので同一の病変であると判断され、令和5年11月の手術給付金と診断給付金で支払済みの金額との差額のみを支払を受けた。しかし、以下の理由により、治療給付金と診断給付金を満額支払ってほしい。

- (1) 令和5年10月、コールセンターに電話で問い合わせた際、コールセンター担当者から、「子宮内膜異型増殖症（上皮内新生物）とがんは診断が違うため、期間に関係なくどちらの給付金も支給される」との説明を受けた。
- (2) 子宮内膜異型増殖症（上皮内新生物）はがん診断ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、令和5年11月に子宮内膜異型増殖症の診断を受けたため、申立人に対し、治療上皮内新生物に係る治療給付金と診断給付金を支払った。その後、申立人は令和6年4月に子宮体がんと診断され悪性新生物に該当したが、同一病変につき既に支払済の各給付金の差額を支払った。
- (2) 上皮内新生物に係る各給付金が支払われた後に同一病変につき悪性新生物と診断されるに至った場合の上記支払に関して、具体的な処理については約款に明記していない。しかし、同一病変につき「悪性新生物との診断を受けたものに対し、改めて悪性新生物に係る各給付金が全額支払われる」との結論は明らかに不合理・不公平である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時および解約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 上皮内新生物に係る各給付金が支払われた後に悪性新生物と診断され悪性新生物の各給付金の支払事由に該当する場合の悪性新生物各給付金の取扱いについては、相手方も自認するように約款の定めを欠いている。このように約款の定めを欠いている場合、これを保険

契約者に不利に解釈するのであれば、保険契約者に無用な誤解を与えることのないようご契約のしおり等で周知するなど相応の対応をとっておくべきであった。

- (2)また、保険会社のコールセンター担当者の説明より、申立人において、「上皮内新生物の各給付金受領後も悪性新生物の各給付金は別途支払われる」と誤認したことは無理からぬものと認められる。もっとも、約款において明確な規定があれば、コールセンター担当者において適切な説明を行うことができ、申立人が本件申立てに及ぶこともなかったのではないかとと思われる。